

甲府市上下水道局告示第52号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年7月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

1 事業名

P P A方式による甲府市上下水道局施設への太陽光発電設備等導入事業

2 事業内容及び事業期間

P P A方式による甲府市上下水道局施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル仕様書のとおり

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、共同事業体（以下「共同体」という。）の場合は、参加する全ての者が（1）～（5）の全てを満たすとともに、共同体のいずれかの構成員が（6）を満たすものとする。

- （1）単独の法人又は複数の法人によって構成された共同体（共同体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同体の構成員となることもできない。）であること。参加申請書提出期限終了後、共同体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- （2）日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- （3）企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

- (4) 過去5年度の期間において、本事業と類似の事業履行実績を有すること。実績は、国、他の地方公共団体、民間を対象とするか問わない。
- (5) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者
 - ウ 国税及び地方税を滞納している者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は法人にあってはその役員が暴力団員である者
 - オ 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている者
- (6) 本事業を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

4 手続き等

(1) 関係資料の入手方法

P P A方式による甲府市上下水道局施設への太陽光発電設備等導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等を甲府市上下水道局のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申請書の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

5 連絡先

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号

甲府市上下水道局 業務部 業務総室 経営企画課 企画広報係

電 話：055-228-3317

F A X：055-237-4331

電子メール：jougekeieik@city.kofu.lg.jp